

海南市における居宅サービス計画の変更における「軽微な変更」基準

平成 30 年 9 月 25 日 作成

前段 介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「基準」といいます。）第13条第3号から12号まで規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要とされています。

なお、利用者の希望による軽微な変更*を行う場合には、この必要はないものとされています。

この「軽微な変更」について、本市の判定基準を次のとおりお示しします。

なお、本基準に該当する場合であっても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化等に留意することが重要であることは、基準第13条第13号に規定されているとおりであるので念のため申し添えます。

また、本来サービス担当者会議の開催が必要であった変更について、事業所が誤って「軽微な変更」として取扱い、サービス担当者会議を行わなかった場合や、変更した居宅サービス計画を利用者及びサービス担当者に交付しなかった場合は、運営基準減算の対象となります。

判断に迷うケースについては、原則どおり基準第13条第3号から12号まで規定された一連の業務を行うことが望ましいことを申し添えます。

※軽微な変更…例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第6号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの。

- 第3号…継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用
- 第4号…総合的な居宅サービス計画の作成
- 第5号…利用者自身によるサービスの選択
- 第6号…課題分析の実施
- 第7号…課題分析における留意点
- 第8号…居宅サービス計画原案の作成
- 第9号…サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- 第10号…居宅サービス計画の説明及び同意
- 第11号…居宅サービス計画の交付
- 第12号…担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

(判断前の確認事項)

第1条 軽微な変更の判断を行う前に、次の事項について確認を行います。

- (1) 利用者の希望による変更であるか
- (2) 利用者の状態像に変化はないか
- (3) 支援の目標に変更はないか
- (4) サービス担当者会議を開催する必要がない変更であると自信をもって判断できるか

(軽微な変更の内容)

第2条 軽微な変更内容は、次のとおりです。

- (1) サービス提供の曜日変更
- (2) サービス提供の回数変更
- (3) 利用者の住所変更
- (4) 事業所の住所及び名称変更
- (5) 目標期間の延長
- (6) 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合
- (7) 目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更
- (8) 同一事業所内における担当介護支援専門員の変更

(適用の対象)

第3条 この基準の適用対象は、平成30年10月1日以降に作成する(変更を含む)居宅サービス計画とします。

海南市における居宅サービス計画の変更における「軽微な変更」基準に関する Q & A

【 第 2 条 (1) 関連 】

Q 1. 曜日変更の必須条件はありますか？

A 1. この変更内容は、体調不良や、急遽予定が入った場合を想定しています。

必須条件としては、次の 2 点です。

- ・居宅サービス計画（以下「ケアプラン」といいます。）記載の利用者の現状や目標設定に変更がないこと
- ・利用者の体調不良や家族の都合等による一時的な変更であること

Q 2. 体調不良が続いた場合はどうなりますか？

A 2. 目標を変える必要がある場合は、「軽微な変更」として取扱いしません。

Q 3. 一度変更した曜日のまま今後も継続していく場合はどうなりますか？

A 3. 変更の原因が Q 1 の必須条件を満たしていれば、「軽微な変更」として取扱います。

【 第 2 条 (2) 関連 】

Q 1. 回数変更の考え方はどのようなものですか？

A 1. 支援の目標が変わらない場合であって、同一事業所のサービスにおける週 1 回の増減の場合を「軽微な変更」として取扱います。

Q 2. 「軽微な変更」を複数回行い、1 回→2 回、2 回→3 回と段階的に変更することは可能ですか？

A 2. 2 回目以降は、通常の変更の手順を行ってください。

【 第 2 条 (3) 関連 】

Q 1. 住所が変わった場合は、一律で「軽微な変更」に該当するのですか？

A 1. 家族構成や住環境が大きく変わる場合は「軽微な変更」として取扱いしません。

（例）家族構成において介助を行える家族と同居となった場合

（例）エレベーターの有無や段差解消（バリアフリー）の有無等の変化

【 第 2 条 (4) 関連 】

Q 1. 事業所の統合・廃止・分割のような場合はどうなりますか？

A 1. 事業所の名称変更や住所変更のみを「軽微な変更」として取扱います。

運営する法人の合併や分割等に起因する変更は、再度のサービス担当者会議が必要という取扱いとします。

【 第 2 条 (5) 関連 】

Q 1. ケアプランで定めた目標期間を延長のみをする場合は、一律で軽微な変更となりますか？

A 1. この目標期間の延長については、国が示す基準の趣旨に則り、当初に設定した目標期間の終期を単に迎えた場合には適用できないことが前提となります。

Q 2. 「軽微な変更」として判断する際に必要なことは何ですか？

A 2. まず当初の目標が定めた期間内で達成可能なものであったかを検証をしていただきます。

そのうえで、モニタリング結果を踏まえて本人と協議を行います。

協議の結果、目標期間の延長を行えば達成可能であると本人が認識した場合に限って「軽微な変更」として取扱います。

Q 3. 「軽微な変更」を行った後は、どうすればいいですか？

A 3. 目標達成後には改めて国が示す基準どおりのケアプラン作成が必要になります。

また、仮に目標を達成できなかった場合については、ケアプランの目標の妥当性を見直す必要がありますので、こちらについてもケアプランの作成が必要となることは基準で定められたとおりです。

Q 4. 「軽微な変更」を行った場合において、目標を達成できなかった場合は介護報酬の減算対象になるのですか？

A 4. 減算については、運営基準に鑑みて判断することになりますので、一概に目標達成の可否のみをもって減算対象を区別するわけではありません。

なお、「軽微な変更」として目標期間の延長をしたにも関わらず、目標を達成できなかった場合においては、介護支援専門員としての専門的な見地から、利用者及び家族に対しての説明は一律で必要です。

【 第 2 条 (6) 関連 】

Q 1. 単位数が増える場合と減る場合のどちらでもよいのですか？

A 1. 目標設定に変更がなく、同等の用具であれば、単位数の増減に関係なく「軽微な変更」として扱うこととします。

なお、単位数の増減に伴い、利用者負担額が変更となることが予想されますので、利用者等への説明は必要です。

平成 30 年 10 月 22 日現在

【 第 2 条 (8) 関連 】

Q 1. 単に担当する介護支援専門員が変わる場合は、一律で「軽微な変更」に該当しますか？

A 1. 新しい介護支援専門員が利用者をはじめ各サービス担当者と面識がない場合は、改めて情報を共有する必要があると考えられ、サービス担当者会議が必要となります。こういった場合は、「軽微な変更」に該当しないものとして取扱います。

【 軽微な変更とする判断に関すること 】

Q 1. 軽微な変更として取扱うにあたっては、一律にケアマネジャーが判断する場合という認識でいいですか？

A 1. ケアマネジャーが変更内容を軽微であるとして判断した場合であっても、国が示している解釈通知記載の「利用者の希望による」という点を欠いていれば、この基準を適用できる軽微な変更としての取扱いは不可能とさせていただきます。

平成 30 年 10 月 22 日現在

【 事務処理方法 】

Q 1. 利用者の希望による軽微な変更（第2条(1)～(8)のいずれの場合においても共通）に該当するとした場合、事務処理の方法については、どうすればいいですか？

A 1. 本市では次のとおりの手順1から5までを満たす必要があるものとして取扱います（他市町村の被保険者の場合は、各保険者に確認が必要です。）。

手順1…居宅介護支援経過（第5表）に、「利用者の希望による軽微な変更」という見出し（タイトル）等を記載したうえで、ケアプランの変更の必要性について詳細を記載する。

この場合であっても、ケアマネジャーはアセスメントを行うことを必須とする。

【理由】ケアマネジャーが利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることを踏まえたものです。

このため、モニタリングについても省略ができないこととして取扱います。

手順2…サービス担当者会議の開催を省略できる。

しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。

【理由】平成22年7月30日付けで厚生労働省から発出された『「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について』のうち、省略できる例えとして示されたものを考慮したためです。

手順3…一律で第1表から第3表までは作成する。

また必要に応じて第1表から第3表まで、第6表、第7表の修正を行う。

【理由】同一用紙に居宅サービス計画の変更を継続して記録していくものではなく、介護サービス計画の作成（変更）の都度、別の用紙（別葉）に記録する、時点主義を重要視したためです。

手順4…手順2において、サービス担当者会議の開催を省略した場合は、次の2つの客観的な記録を行う。

・第4表の結論の欄に「利用者の希望による軽微な変更のため開催を省略」と記載して作成する。

・居宅介護支援経過（第5表）に「利用者の希望による軽微な変更のためサービス担当者会議の開催を省略」という見出し（タイトル）等を記載したうえで、必要な情報を記載する。

手順 5…通常のケアプラン作成時と同様、第 1 表から第 3 表まで、第 6 表及び第 7 表に相当するもの全ての内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得る。

【理由】国が示している基準第 13 条第 10 号における解釈通知において、「当該説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第 1 表から第 3 表まで、第 6 表及び第 7 表に相当するもの全てを指すものである。」ということを重要視したためです。

④この Q & A は、必要に応じて適宜追加等を行う可能性があります。

【本基準変更履歴】

日付	分類	番号	変更内容
平成 30 年 9 月 25 日			作成
平成 30 年 10 月 22 日	軽微な変更とする判断に関すること	Q 1 ・ A 1	追加
	事務処理方法	Q 1 ・ A 1	追加